

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、昭和51（1976）年の80,133人をピークに減少が続いており、令和7（2025）年1月現在54,051人となっている。特に、直近の10年においては、年平均約100人の社会減と、年平均約700人の自然減により、毎年約800人程度が減少し続けている。

また、本市は、明治以降、瀬戸内海の海上交通の重要拠点として発展するとともに、大正6（1917）年に三井物産株式会社の造船部が設立されたことを背景に、製造業とりわけ造船業（機械器具輸送部門）の設立が相次ぎ、造船業は地域の基幹産業として経済と市民の暮らしを支えてきた。造船業の中核企業における事業再編等による状況の変化を経た今日においても、統計上（令和3年経済センサス）の製造業の事業所は全体の約10%、従業員数は約38%を占める等、県内有数の企業城下町である。

平成21年と令和3年の経済センサスの比較により、現在の本市内の全事業所数は、2,740事業所から2,155事業所へと約21%減少しており、また従業員数も27,040人から24,191人と約10%減少している。

一方で、玉野管内の有効求人倍率は、1.69倍（令和6年12月現在）と県下でも高い水準であり、市内の中小企業において業種を問わず深刻な人手不足が長期化しており、長い歴史を経て形成された市内の産業基盤に影響を及ぼしている。

人材不足の問題は全国的な課題であり、単独自治体において根本的な解決を図ることは困難であるため、企業の競争力強化や、生産能力の向上、製品の付加価値化といった側面的なアプローチから企業支援を行うことが自治体に求められている。

こうした中、本市においては、市内中小企業者の雇用の確保、また人材育成や経営基盤の強化を図るための独自の取組として、平成26年度から「中小企業ステップアップ支援事業」、平成28年度から製造業を対象とした「中小企業設備導入事業」を展開してきた。更に令和2年度においては「中小企業設備導入事業」の内容を刷新し、幅広い業種を対象とした「魅力ある職場環境づくり応援事業」を展開するほか、令和5年度において「中小企業ステップアップ支援事業」、「玉野市魅力ある職場環境づくり応援事業」の内容を見直し、人材確保や生産性向上に資する取り組みを対象とする等、上述の課題を解消・改善させて行くための各種取組を推進している。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく本計画により、本市の支援に加えハード面における支援を強化していくことで、市内企業における競争力の強化と、人材不足の解消を図り、地域産業の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中の20件程度の先端設備等導入計画

の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２ 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３ 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

本市に所在する事業所は、卸売業・小売業や建設業などが多く、市内全域で事業展開しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は上記１（１）にあるように製造業に従事している人の割合が高いものの、事業所数では、卸売業・小売業や建設業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種・事業は、全てとする。

ただし、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄であるため、再生可能エネルギー発電事業は、本計画において対象業種から除くものとする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」第９条第１項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第２条第３項第１号から第６号に規定するすべての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指す。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。